### 原子力安全規制に関する組織の見直しについて

平成 23年 8月 12日 僚了 関 係閣 解 内 閣 総 理 大 臣 内閣官房長官 文 部 科 学 大 臣 経 済 産 業 大 臣 国 土 交 通 大 臣 環 境 大 臣 防 衛 大 臣 国家公安委員会委員長 原発事故の収束及び再発防止担当大臣 国家戦略担当大臣

原子力安全規制に関する組織について、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、次に掲げるところにより、見直しを行うものとする。

# 1 基本的な考え方

- 〇 「規制と利用の分離」により、国内外から信頼される新たな規制機関を設置。
- 〇 原子力安全規制に係る関係業務を<u>「一元化」</u>することで、規制機関として一層 の機能向上を図る。
- 〇 併せて、<u>「危機管理」</u>は、新組織の重要な役割として位置付け、そのための体制 を整備。
- 〇 組織を支えるのは<u>「人」</u>であり、組織文化の変革と優れた人材の養成・確保に 努める。
- 新たな規制の仕組みの導入など、「新安全規制」の強化を進める。

# 2 新組織の設置

### (1) 新組織の概要

〇 原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、環境省にその外局として、原子力安全庁(仮称)を設置する。

- 民主的統制を確保する観点から、国会の関与の仕組みを設ける
- 原子力安全委員会については、規制と利用の分離により、中核的機能であるダブルチェック機能(設置許可に係る必要的意見聴取等)の意義が薄れることから、その位置づけ・役割の見直しを行う。具体的には、いわゆる8条委員会として、第三者的な立場から、専門的知見を活かした助言や意見の申出を行う機関が必要であるため、新組織の下に、原子力安全審議会(仮称)を設置する。(総合資源エネルギー調査会等の類似機能については整理・一体化する。)

### (2) 新組織の任務・所掌

新組織においては、広く原子力の安全を確保するため、以下の業務を一体的に行う。

- ① <u>原子力安全・保安院による原子力安全規制(政策の企画立案機能を含む)は、新</u> 組織に引き継ぐものとする。
- ② 原子力安全委員会の業務については、新組織が一体的に行う。
- ③ 事故発生時の初動対応(危機管理)を新組織の重要な役割として位置付ける。
  - ・ 新組織において、平時から事故発生を想定した指揮命令系統の明確化や訓練を担 う体制を整備(「緊急事態専門官」(仮称)の新設など)
  - 事故発生時における事業者との緊密な連携のための地方組織の充実
  - ・ 原子力災害時に必要な措置を確実に実施するための司令塔機能と関係府省の役割分担を改めて整理(新組織の担当大臣は、原子力災害対策本部の副本部長として、本部長からの権限の委任を受け、同本部の司令塔となる。)
- ④ <u>他省が所管する原子力安全業務</u>については、新組織が一体的に行うことにより、 規制機関として一層の機能向上が期待できるものは新組織が行うことを基本とし、 以下のとおりとする。

#### (その他の原子力安全規制)

- 試験研究用原子炉、船舶用原子炉については、新組織に一元化する。
- 核燃料物質等の使用に関する規制については、新組織に一元化する。

### (核セキュリティ)

核テロ対策など核セキュリティ確保のための事業者の監督、治安機関との連携その他の対策については、新組織が担う。(原子力委員会等の類似機能は新組織が担う。)

- ⑤ <u>今般の事故を踏まえた新たな課題</u>については、新組織が一体的に行うことで、規制機関として一層の機能向上が期待できるものは、新組織の課題として取り組むことを基本とし、以下のとおりとする。
  - ・ <u>環境モニタリング</u>については、有事はもとより、平時も国全体のモニタリング機能の維持・向上を図るための計画立案・調整を行う<u>司令塔機能(SPEEDIの運</u>用を含む。)を、新組織が担う。
  - ・ <u>中長期的な原状回復</u>のうち、<u>放射性廃棄物や汚染土壌の処理、除染については、</u> 新組織が関与する形で進める。
  - ・ <u>今後発生する事案に関する事故調査・検証については新組織の所掌</u>とし、特に重 大な事故の場合においては第三者委員会の設置等を検討する。
  - ・ <u>原子力被災者の支援</u>について、新組織は、<u>放射線についての専門知識を活かす活</u> 動を担う。

### (3) 地方における体制整備

〇 地方においては、各原子炉の管理や地元自治体との連絡調整が一層重要となること から、新組織の地方組織を整備・強化する必要がある。

#### (4) 支援機関の一体的整備

- 〇 実際の規制業務においては、(独)原子力安全基盤機構(JNES)等の支援機関が 重要な役割を果たしている。新組織の設置に当たっても、これら支援機関と一体的な 運用体制を確立することが重要である。また、人材面での支援も期待される。
- 具体的には、(独)原子力安全基盤機構(JNES)を新組織の所管にする。

# 3 新たな組織を担う人材の確保・養成

- O 新組織として、規制の「質」を向上し、その任務である安全規制を確実に実施するためには、単に新組織を設置するにとどまらず、専門能力を持った優秀な人材を確保・養成することが重要である。一方、原子力安全という専門性・特殊性から、人材の供給源が限られている中で、安定的かつ持続的に組織を運営するためには、これまでにない人材確保の発想と実行が求められる。
- また、新組織として、組織文化の大転換を図ることが不可欠である。このためには、 新組織にふさわしい独立性のある人事管理の在り方を確立することが重要であり、ノ ーリターンルールや独自採用の導入により「規制と利用の分離」の趣旨を徹底するな ど、人事管理の上で有効な方策を実施する必要がある。

- このため、制度の見直しや新組織の詳細な設計を進めることと並行して、以下のよう な観点から、人材確保・養成の対応策を具体化することとする。
  - ① 魅力のあるキャリアパスの確立による若手職員の独自採用
  - ② 原子力安全をめぐる国際的な場面で活躍できる人材など、幅広い人材の確保
  - ③ 組織の新たな課題への対応も念頭に置いた職員の一層の能力向上
  - ④ 有事における対応のための教育・訓練、要員確保の仕組みの確立
  - ⑤ 新組織立ち上げ時の優秀な人員確保
  - ⑥ 多様な人材を確保する観点からの支援機関との関係構築

また、職員の質の向上はもとより、福島の教訓を活かした国際協力、新たな安全規制インフラの国際展開までも視野に入れた研修機関として、「国際原子力安全研修院(仮称)」の設立を検討する。

# 4 新組織への移行へ向けた準備

- 原子力の安全に対する国民の信頼を確保する上で、政府の姿勢として、早急に新組織 を立ち上げることが必要不可欠である。
- O また、新しい原子力安全規制への転換を図るためには、新組織を設置するだけでは不 十分であり、今般の事故を踏まえた規制の在り方や関係制度の見直しなどを並行して 進めていくことが求められる。
- 〇 このため、<u>来年4月に新組織を設置することを目途</u>に、関係法案を国会に提出するべく作業を進めることとし、そのための準備室を早急に立ち上げる。